

入 札 告 示

札幌市告示第 2006 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 5 月 7 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目

札幌市西区市民部戸籍住民課戸籍係 電話 011-641-6928 (FAX 011-641-7303)

メールアドレス nishi.koseki_koseki@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 借受物品の名称 西区戸籍住民課デジタルモノクロ複合機（借受）
- (2) 借受物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限及び借受期間

ア 納入期限 令和 6 年 6 月 30 日

イ 借受期間 令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

- (4) 納入場所 札幌市西区市民部戸籍住民課（札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 西区役所 1 階）
- (5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 業務を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所にて交付するほか、下記 URL からダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/ippan.html>
- (3) 入札書受領期限
令和 6 年 5 月 20 日（月）11 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
令和 6 年 5 月 20 日（月）11 時 10 分
札幌市西区役所 1 階第 5 会議室（札幌市西区琴似 2 条 7 丁目）
- (5) 入札書の提出方法
送付または持参により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金
要する。契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に定める休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。
- なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
- ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札者に要求される事項
入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることできない。
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法等
ア落札者の決定
札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下

記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同価の入札

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。